



つがる市公告第116号

下記のとおり条件付き一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年9月15日

つがる市長 倉 光 弘 昭



記

1 条件付き一般競争入札に付する事項

(1) 売払物件

つがる市斎場及びつがる市車力斎場において発生する残骨灰（つがる市斎場における動物の骨を含む。）

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 予定価格

火葬件数1件当たり 1,500円（税抜）

※動物の骨の処理に係る対価については、残骨灰の売払代金（単価）の中に含むものとする。

(4) 予定数量（つがる市斎場及びつがる市車力斎場における12歳以上の火葬件数のみ）

595件

(5) 予定合計価格

892,500円（税抜）

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) つがる市財務規則（平成17年つがる市規則第48号。以下「財務規則」という。）第116条の規定により一般競争入札に参加できない者でないこと。

(3) 入札執行日時点において、令和8年度つがる市物品等競争入札参加資格者として登録されていること。

(4) つがる市から指名停止の措置を受けた場合、その期間が本公告の日から開札の日までにないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 過去5年の間に、他の官公庁等と火葬場の残骨灰売払契約等を締結し、その年間処理量が概ね1t以上であること。

(7) 残骨灰を処理する施設等が、東北6県内にあること。

(8) 動物の遺骨を自己が所有し、又は提携する墓地等（青森県内にあり、市民が参拝できるものに限る。）において、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の趣旨に従い、適切に埋蔵及び供養することができる施設及び体制を有していること。

3 入札参加申込方法等

(1) 申込期間

令和8年9月16日(水)から令和8年9月25日(金)まで  
ただし、受付最終日は正午までとする。

(2) 提出先

つがる市役所1階 民生部市民課環境衛生係

(3) 提出書類

ア) 条件付き一般競争入札参加申込書

イ) 契約実績調書

ウ) 契約実績を証する契約書の写し

エ) 残骨灰を処理する施設等が東北6県内にあることを確認できる書類

オ) 動物の遺骨を自己が所有し、又は提携する墓地等(青森県内にあり、市民が参拝できるものに限る。)において、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の趣旨に従い、適切に埋蔵及び供養することができる施設及び体制を有していることを確認できる書類

※ 申請書類は、市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。

(4) その他

ア) 申請は持参又は郵送により提出すること。

イ) 書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

ウ) 提出された書類の差替え及び訂正は認められない。また、提出された書類の内容を精査し別途関係書類の提出を求めることがある。

エ) 入札参加申込を行った者が、開札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは入札参加資格を喪失し、入札に参加することはできない。

① 入札参加資格の要件を欠いたとき。

② 提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

③ 入札に参加させることが、著しく不適当と認められるとき。

4 設計図書の閲覧方法及び貸出

(1) 閲覧方法 つがる市役所1階民生部市民課環境衛生係での閲覧及びつがる市ホームページでの閲覧

(2) 閲覧期間 令和8年9月16日(水)～令和8年10月2日(金)まで  
ただし、閉庁日を除く。

(3) 閲覧時間 午前8時30分～午後5時まで ※ホームページでの閲覧を除く

5 質疑応答

(1) 仕様書等に対して質疑がある場合は、質問回答書に質問を記載し、あらかじめ担当課に電話連絡のうえ、令和8年9月29日までにFAXにより提出すること。

(2) 質問者に対しては、速やかにFAXにより回答する。

6 入札の辞退

(1) 入札参加申込を行った者が入札を辞退する場合は、開札前日までに入札辞退届を提出すること。

(2) 入札辞退届は市のホームページから様式をダウンロードして作成し、提出すること。

7 入札方法等

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 入札書は、市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。
- (3) 入札書は封筒に入れ、入札執行者の指示に従い提出すること。
- (4) 入札金額は単価で記載すること。
- (5) 入札執行時刻に遅れた者は、入札に参加することができないので注意すること。
- (6) 代理人に入札させるときは、入札前に委任状(入札者及び代理人の使用印鑑が押印されたもの)を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の使用印鑑を押印すること。
- (7) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) つがる市財務規則に規定する入札心得書(第4条第7号を除く。)を遵守すること。
- (9) 入札執行回数は、予定価格を事前公表する場合は1回を限度とし、その他の場合は2回を限度とする。なお、入札参加者が1者のみの場合であっても入札を行う。

## 8 入札の執行

- (1) 日時 令和8年10月5日(月) 14時00分
- (2) 場所 つがる市役所 2階 第3会議室

## 9 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 予定価格を事前公表する場合において、予定価格を下回る金額の入札
- (3) 入札者心得書及び本公告に示した条件等入札に関する条件に違反した入札

## 10 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格以上で最高価格を提示した入札者をもって落札者と決定する。
- (2) 落札となる同価の入札をした者が2名以上あるときは、当該同価の入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

## 11 契約保証金

契約時に契約金額の100分の5以上の保証金を納める。ただし、つがる市財務規則第153条第1項に該当するときは、免除することができる。

## 12 契約の締結

- (1) 契約は、落札者が決定した日から7日以内に締結しなければならない。ただし、落札者から書面による契約締結延期の申出があり、市長がそれを承認したときはこの限りでない。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しない場合には、指名停止の措置をとることがある。
- (3) 契約締結前に、落札者が市の指名停止措置を受けた場合若しくは指名停止措置要件に該当する事実があったと認められる場合又は本公告の要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

### 13 その他

本公告に関する問合せは、市民課まで電話により行うこと。

電話番号：0173-42-2111（内線258）、FAX番号：0173-42-2480